

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人福智町社会福祉連携協議会と称する。

(目的)

第2条 当法人は、会員間の社会福祉に関わる業務の連携を推進し、地域における良質かつ適切な福祉サービスを行うとともに各会員の経営基盤の強化に資する等、会員の相互の支援、交流、連絡その他の会員に共通する利益を図る活動を行うことを目的として、次の事業を行う。

1. 地域に必要な福祉サービスの実施や福祉施設利用者の負担の軽減に資するための社会福祉事業
2. 福祉サービスの提供に関する地域公益事業
3. 福智町及びその他地域での被災者、被災世帯及び被災者における要介護者等に対する支援事業
4. 当法人の会員相互の情報交換及び交流に関する事業
5. 地域の福祉に関する需要を把握するための事業
6. 地域のまちづくりに対する支援・協力に関する事業
7. 当法人の会員間の連携による社会貢献事業
8. 当法人の各会員の社会貢献事業の実施状況の把握に関する事業
9. 当法人で把握・実施する社会貢献及び連携事業の周知・広告に関する事業
10. 成年後見制度に関する相談及び利用支援
11. 未成年後見人、成年後見人、保佐人、補助人及び任意後見人並びにこれらの監督人の事務
12. 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を福岡県田川郡福智町に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 社 員

(会員)

第6条 当法人の会員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

- ② 会員は、正会員と準会員から構成される。
- ③ 正会員と準会員の資格は以下のとおりとする。
 - 1 正会員は、福智町で社会福祉事業を行う社会福祉法人とする。
 - 2 準会員は、上記以外の法人とする。
- ④ この法人の議決権は、正会員のみが保有する。

(会費の支払義務)

第7条 会員は、会費を支払うものとし、その金額は社員総会の決議で定める。

本会費は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)

第27条の経費とする。

(入社)

第8条 当法人の成立後会員となるには、当法人所定の入社申込書により入社の申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

- ② 正会員をもって法人法上の社員とする。

(会員名簿)

第9条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- ②当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退社)

第10条 会員は、次に掲げる事由によって退社する。

- 1 会員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。
- 2 死亡

3 総会員の同意

4 除名

②会員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。
この場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(招集)

第11条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

②社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

③社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第12条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第15条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第16条 社員は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議事録作成者が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第18条 当法人の理事の員数は、3人以上とする。

(理事の資格)

第19条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

②前項の規定にかかわらず、総社員の議決権の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

(監事の員数)

第20条 当法人の監事の員数は、1人以上とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第21条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第22条 当法人に理事長1人、副理事長1人を置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

②理事長は、法人法上の代表理事とする。

③理事長は、当法人を代表し会務を総理する。

④副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

(理事及び監事の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員

総会の終結の時までとする。

②監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

③任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

④増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第24条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(招集)

第25条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

②理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第26条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第28条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第29条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき(監事が

当該提案に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第30条 理事長及び副理事長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第31条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第33条 代表理事は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

②前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第34条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(監事の監査報告書を含む。)を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不配当)

第35条 当法人の剰余金は、これを一切配当してはならない。

(残余財産の帰属)

第36条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、国、

地方公共団体もしくは公益社団法人、公益財団法人又は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第7章 附 則

（設立時社員の氏名及び住所）

第37条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

福岡県田川郡福智町伊方638番地

社会福祉法人豊徳会

福岡県田川郡福智町金田958番地の6

社会福祉法人彦水会

福岡県田川郡糸田町4154番地の2

社会福祉法人筑豊福社会

福岡県田川郡福智町金田1154番地の2

社会福祉法人福智町社会福祉協議会

（設立時の役員）

第38条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 芦馬謙二

設立時理事 金山文雄

設立時理事 吉田泰子

設立時理事 白石勝彦

設立時監事 香月 強

設立時監事 鈴木篤史

（設立時の代表理事）

第39条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

福岡県田川郡福智町伊方2477番地27

設立時代表理事 芦馬謙二

（最初の事業年度）

第38条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第 40 条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人福智町社会福祉連携協議会を設立のため、設立時社員社会福祉法人豊徳会外 3 名の定款作成代理人である司法書士福丸奈々美は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和 3 年 4 月 1 日

設立時社員 福岡県田川郡福智町伊方638番地

社会福祉法人豊徳会

設立時社員 福岡県田川郡福智町金田958番地の6

社会福祉法人彦水会

設立時社員 福岡県田川郡糸田町4154番地の2

社会福祉法人筑豊福祉会

設立時社員 福岡県田川郡福智町金田1154番地の2

社会福祉法人福智町社会福祉協議会

上記設立時社員 4 名の定款作成代理人

福岡県飯塚市本町 2 番 19 号

司法書士 福丸奈々美